

## 「労働審判制度」(仮称)の導入に関する主要な論点(改訂版)

- 1 解決案の内容等
  - (1) 解決案の内容と当事者の意向との関係
  - (2) 解決案の内容の具体的イメージ(賃金請求の事案、解雇の事案等)
  - (3) 解決案の方式等(書面の要否、理由を付することの要否等)
- 2 決められた解決案の効力(後記4の論点と関連する。)
  - (1) 決められた解決案は、当事者のいずれかが一定期間内に同一の紛争について訴えを提起した場合に、効力を失うという考え方
  - (2) 決められた解決案は、当事者のいずれかが一定期間内に異議を述べた場合に、効力を失うという考え方
- 3 確定した解決案の効力
- 4 労働審判手続(仮称)が進められること(解決案が決められること)についての、相手方の同意の要否(前記2の論点と関連する。)
  - (1) 相手方の同意の要否
  - (2) 相手方の同意を必要とした場合において、相手方が不同意であるときの取扱い
- 5 相手方が期日に出頭しない場合の取扱い
  - (1) 出頭確保の方策
  - (2) 前記4の論点において相手方の同意を必要とした場合において、同意を擬制することの当否
- 6 訴訟手続との連携(資料197も参照)
- 7 雇用・労使関係に関する専門家
  - (1) 専門家の権限等
  - (2) 専門家の選任、研修等の在り方
- 8 労働審判手続(仮称)の具体的な進行のイメージ
  - (1) 手続の申立て
  - (2) 第1回期日までの準備の在り方
  - (3) 第1回期日に行うべきこと
  - (4) 第2回期日に行うべきこと
  - (5) 第3回期日に行うべきこと
- 9 具体的な審理のイメージ
  - (1) 迅速な争点整理、事実の調査、証拠調べの在り方等
  - (2) 手続の公開の当否
- 10 その他
  - (1) 調停による解決のみを希望する場合の取扱い
  - (2) 管轄等
  - (3) 労働審判手続(仮称)の費用

注) 下線部は、前回資料に追加した部分である。

## 既存の制度に関する参考条文

### 【1 関係】

民事調停法（昭和26年法律第222号）

（調停に代わる決定）

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

### 【2 関係】

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）

（責任裁定の効力）

第42条の20 責任裁定〔 〕があつた場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三十日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

2 前項の訴えの取下げは、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。

責任裁定とは、公害等調整委員会が、公害に係る被害について損害賠償に関する紛争が生じた場合に行う損害賠償の責任に関する裁定をいう。

民事調停法

（異議の申立）

第18条 前条の決定〔調停に代わる決定〕に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

（第3項 略）

（地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項）

第24条の3 前条第一項の請求〔地代又は土地若しくは建物の借賃の額の増減の請求〕に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

（第2項 略）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（裁判所等が定める和解条項）

第265条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。

（第3項から第5項まで 略）

### 【3 関係】

民事調停法

（異議の申立）

第18条（第1項及び第2項 略）

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定〔調停に代わる決定〕は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

民事訴訟法

（和解調書等の効力）

第267条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

民事執行法（昭和54年法律第4号）

（債務名義）

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

（第2号から第6号の2まで 略）

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

### 【4 関係】

民事訴訟法

（通常の手続への移行）〔手形・小切手訴訟に関する特則〕

第353条 原告は、口頭弁論の終結に至るまで、被告の承諾を要しないで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

2 訴訟は、前項の申述があった時に、通常の手続に移行する。

（第3項及び第4項 略）

（通常の手続への移行）〔少額訴訟に関する特則〕

第373条 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。

2 訴訟は、前項の申述があった時に、通常の手続に移行する。

（第3項から第5項まで 略）

なお、前掲民事調停法第24条の3第1項、民事訴訟法第265条第1項及び第2項参照。

#### 【5 関係】

民事調停法

(不出頭に対する制裁)

第34条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

民事訴訟法

(自白の擬制)

第159条 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときは、この限りでない。

2 相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした者は、その事実を争ったものと推定する。

3 第一項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときは、この限りでない。

なお、前掲民事訴訟法第353条第1項及び第2項、第373条第1項及び第2項参照。

#### 【8 関係】

民事調停規則(昭和26年最高裁判所規則第8号)

(調停の申立て)

第2条 調停の申立てをするには、その趣旨及び紛争の要点を明らかにし、証拠書類がある場合には、同時に、その原本又は写しを差し出さなければならない。

(申述の方式)

第3条 申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができる。

2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述しなければならない。この場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。

非訟事件手続法(明治31年法律第14号)

第8条 申立及び陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得  
口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ  
前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ  
記名捺印スルコトヲ得

第9条 申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代  
ヘテ記名捺印スルコトヲ得

一 申立人ノ氏名、住所

- 二 代理人ニ依リテ申立ヲ為ストキハ其氏名、住所
  - 三 申立ノ趣旨及ヒ其原因タル事実
  - 四 年月日
  - 五 裁判所ノ表示
- 証拠書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添附スヘシ

借地非訟事件手続規則（昭和42年最高裁判所規則第1号）  
（申立ての方式）

第17条 法第四十一条〔借地条件の変更等の事件〕の事件の申立ては、書面によつてしなければならない。

2 申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 申立人及び相手方の氏名、住所
- 二 代理人によつて申立てをするときはその氏名、住所
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 借地契約の内容
- 五 申立て前にした当事者間の協議の概要
- 六 年月日
- 七 裁判所の表示

（第3項以下 略）

#### 【9 関係】

非訟事件手続法

第10条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期日、期間、疎明ノ方法、人証及ビ鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第13条 審問ハ之ヲ公行セス但裁判所ハ相当ト認ムル者ニ傍聴ヲ許スコトヲ得

民事調停規則

（手続の非公開）

第10条 調停の手続は、公開しない。但し、調停委員会は、相当であると認める者の傍聴を許すことができる。

（職権調査）

第12条 調停委員会は、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調をすることができる。

（第2項から第4項まで 略）

5 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

注) 条文中の〔 〕内は、事務局による注記である。